

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から、令和6年3月5日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和6年5月7日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 未来創造部

監査対象機関	嶺南振興局（若狭）
監査の結果	<p>公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 112,000円・修繕費 99,165円）</p>
措置の内容	<p>公用車を運転する際は、交通法規を遵守するとともに、後退時の周囲確認など、常に細心の注意を払い安全運転に努めるよう職場連絡会議を通じて各部課長から全職員に周知徹底した。</p>

2 交流文化部

監査対象機関	恐竜博物館
監査の結果	<p>1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 95,294円）</p> <p>2 昨年度に引き続き、委託により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、備品台帳への登録も行っていないものがあつた。</p> <p>3 工事等に係る電気料個人負担金の算定を誤り、302,876円の過少徴収となつていた。</p>
措置の内容	<p>1 後退出庫時の後方確認を怠つたことが原因であり、本人に反省を促し今後駐車場内における周囲の安全確認を徹底するよう指導した。また全職員に対し、公用車は前向き駐車を徹底するとともに、後退時等には同乗者が降車して安全確認を行うこと等の事故防止対策を徹底するよう指示し、再発防止を図っている。</p> <p>2 登録漏れのあつた備品の登録を行うとともに、職員に対し、備品の取得に係る事務手続について、財務規則により再度確認するよう指導した。また、支出命令書の決裁時には、生産等調書による物品管理者への引継ぎと備品台帳への登録が適正に行われているかを複数職員で確認するようにした。</p> <p>3 未徴収分については、直ちに納入通知書を発行し徴収した。また、負担金の算定額に誤りがないか、複数職員で確認することを徹底した。</p>

3 エネルギー環境部

監査対象機関	海浜自然センター
監査の結果	契約金額が50万円以上の物品調達において、請書を徴していないものがあった。
措置の内容	契約に必要な書類を再確認し、決裁時に事務手続に誤りがないかチェックすることを徹底する。

4 健康福祉部

監査対象機関	福井健康福祉センター
監査の結果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 53,152円、修繕費 99,737円）
措置の内容	事故発生日に所属長が全職員に対し、安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう訓示し、安全運転の意識向上を図った。また、所内定例会議等の場で、出入庫時の周囲確認の徹底等について繰り返し注意喚起を行い、交通事故の防止に努めている。

監査対象機関	総合福祉相談所
監査の結果	1 3年連続して、電気料の支払手続を失念したため、同じ口座から引落予定の別の料金が引落不能となっているものがあった。 2 公用車の事故（物損7件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 93,265円、修繕費 117,821円、98,626円、98,307円、94,193円、15,400円、13,750円）
措置の内容	1 公共料金について新たな支払の発生を見落とさないよう、支払状況確認表に随時反映させているか複数人で確認を行うこととした。 2 安全運転に対する意識向上のため、安全運転と交通法規遵守の徹底について繰り返し注意喚起を行った。特に事故が多発した駐車時や発進時には同乗者とともに十分な確認を行うこと、公用車を損傷した際には速やかな報告を行うことを改めて周知徹底した。

監査対象機関	看護専門学校
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、報償費の支払金額を誤り、後日返納を受けているものがあつた。</p> <p>2 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。</p>
措置の内容	<p>1 複数科目を担当する非常勤講師の科目ごとの実績時間数および残時間数が明確になるよう、雇用伺の添付書類の様式を改めるとともに、支出命令を行う際には支出すべき勤務実績を複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2 財務規則および文書規程を再度確認し、事務処理手順に誤りがないか複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関 (監査対象団体)	障がい福祉課 (一般社団法人 Orange Kids' Care Lab.)
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、補助金279,910円を過大に交付していた。
措置の内容	団体に対し、補助金を請求する際には、金額の算定方法等に誤りがないか確認を徹底するよう指導するとともに、過大交付となった金額を返還させた。今後は、実績報告書の精査を複数職員で行うなど、検査時のチェックを徹底することにより再発防止を図っていく。

5 農林水産部

監査対象機関	福井農林総合事務所
監査の結果	<p>1 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 105,458円・修繕費 25,355円、修繕費 15,400円）</p> <p>2 負担金の支払金額を誤り、3,000円の過大支出となっていた。</p>
措置の内容	<p>1 毎月の所内連絡会において、交通法規の遵守および安全運転の励行について随時注意を促すとともに、県警察署員を講師とする交通安全教室の開催により、交通安全に対する職員の意識向上を図った。</p> <p>2 会議への参加に係る負担金について、個人負担とすべき昼食代が含まれていたものであり、過大支出となった額については、参加職員に返納させた。また、会議参加の際には、負担金等の内容が妥当であるか事前に確認するとともに、支払時においても複数職員で内容を詳細に確認するよう徹底した。</p>

監査対象機関	奥越農林総合事務所
監査の結果	補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査していたため、補助金1件3,819円を過大に交付していた。
措置の内容	補助対象となる経費について、間接補助事業者に対し再度指導するとともに、書類の検査に際しては、提出された支払書類の全ての日付が交付決定日以後になっているかなど、担当者、副担当者および検査職員の複数職員で確認するよう周知徹底した。

監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査の結果	<p>1 3年連続して、補助金について、補助対象額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。</p> <p>2 土地改良財産に係る他目的使用料の調定が著しく遅れていた。</p> <p>3 治山事業で施工した箇所においてモルタルが剥離・落下したことにより、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 690,030円)</p>
措置の内容	<p>1 検査の際には事業の要綱・要領を再度確認し、補助対象外経費が計上されていないか、納品時期が適切かなどを事業担当者、検査職員だけでなくそれ以外の職員でもチェックすることとした。</p> <p>2 チェック表を作成し、調定漏れがないよう複数人で確認することとした。</p> <p>3 所管する施設について、老朽化等の点検調査や市町・地域住民らとの情報共有を行い、必要に応じて対策工事を実施することにより再発防止に努める。当事案の発生箇所については、モルタル吹付、落石防止ネット等の法面对策工事を実施し、山地の保全を図った。</p>

監査対象機関	越前漁港事務所
監査の結果	3年連続して、漁港施設使用料の算定を誤り、23円の過少徴収となっていた。
措置の内容	これまで、2年連続して漁港施設使用料の算定を誤ったため、使用料等の調定決議書には、金額確認のために料金単価表を、また、日数確認のためにカレンダーを添付することとしていた。今回、1年間の使用料を算定するというものであったため、カレンダーの添付を省略したが、その結果、うるう年であることを見落とし、日数を365日として使用料を算定してしまった。今後は、すべての使用料等の調定決議書に料金単価表とカレンダーを添付し複数職員が確認することを徹底することとした。

6 土木部

監査対象機関	三国土木事務所
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 163,838円)
措置の内容	全職員に対し、公私を問わず車を運転する際には、安全運転を徹底するよう繰り返し呼び掛けるとともに、所内会議において、公用車には原則複数人が乗車し、後退時等は同乗者が降車して安全確認を行うことなど、事故防止対策を徹底するよう毎回指示している。

監査対象機関	奥越土木事務所
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。 2 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 登記漏れが生じることがないように、郵便切手類の購入代金を支出する際には、支出書類に出納簿の写しを添付することとした。また、出納簿と現存の数量・金額を定期的に突合するなど、複数職員による確認を徹底することにより、再発防止を図っている。 2 財務規則等の規定を遵守するよう職員を指導するとともに、公印管守者に対し、職員が公印を押印する際のチェックを徹底するよう指示し、再発防止に努めている。

監査対象機関	丹南土木事務所
監査の結果	昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
措置の内容	職員に対し、原材料品出納簿への登記漏れが生じることがないように改めて注意喚起を行うとともに、原材料品を購入・消費した際には、その出納が適正に登記されているか複数の職員で確認するよう周知徹底した。

監査対象機関	嶺南振興局小浜土木事務所
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、修繕契約において、誤つた額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあつた。</p> <p>2 昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。</p>
措置の内容	<p>1 契約書に貼付された収入印紙が、国税庁の「印紙税額一覧表」と照らして正しい額となっているかを、グループリーダーを含めた複数職員で確認し、再発防止に努める。</p> <p>2 原材料品出納簿に登記すべきではない消耗品を、原材料品出納簿へ登記したことによる誤りであったため、登記すべき物品について再確認するよう担当者を指導するとともに、担当課長による確認を徹底することとした。</p>

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	敦賀高等学校
監査の結果	草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 211,948円)
措置の内容	今後、草刈り作業を行う際には、飛び石の方向を十分に意識して作業を行うこと、人や車両が近づいた場合は作業を止めること、現場の状況に応じ作業によって石等が飛ばないようにエリアを囲って作業を行うことを指示した。

監査対象機関	若狭高等学校
監査の結果	昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。
措置の内容	工事に伴い備品を廃棄する場合は、備品の廃棄処分後ではなく、工事の執行時に廃棄調書を作成する必要があることを事務職員全員に改めて周知するとともに、備品廃棄時の作業チェックシートを作成し、手順を確認するようにした。

監査対象機関	福井商業高等学校
監査の結果	戻入処理しなければならない当年度支出に係る光熱水費について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。
措置の内容	今後、漏水などの不測の事態が起きた場合の会計処理については、「福井県財務規則」で確認をするだけでなく、会計局にも問い合わせを行い、処理の仕方が適切かの確認を行うことを周知徹底した。

監査対象機関	坂井高等学校
監査の結果	生産物売払収入の調定が著しく遅れていた。
措置の内容	生産物処分の際には、生産製作品処分明細書を速やかに提出するよう教職員に対して改めて周知徹底するとともに、定期的に調定が遅れているものがないか複数の職員で確認するなど、適正な事務の執行に努める。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査の結果	<p>公用車の事故（物損8件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 84,040円・修繕費 13,728円、 修繕費 191,686円、99,825円、80,597円、52,800円、 49,940円、33,671円、8,580円）</p>
措置の内容	<p>当事者に対しては、事故が組織に及ぼす影響等について幹部が指導教養するとともに、ドライバーズドック（交通事故防止教養および同乗運転指導）を実施し、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対しては、危険予知トレーニングや、交通課全係長による事故防止教養、新人警察官・職員に対するドライブレコーダーの設置推奨などを実施し、交通事故防止に対する意識向上を図った。</p>

監査対象機関	福井南警察署
監査の結果	<p>看板の管理不備により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 161,099円）</p>
措置の内容	<p>再発防止措置として、管内の総点検を行い、警察署が単体または外郭団体と連名で設置した看板について、設置しておく必要がないと判断したものをすべて撤去した。</p> <p>また、外郭団体が署前に設置している防犯標語入り懸垂幕や構造物については、同団体に依頼し損害保険に加入した。</p>

監査対象機関	坂井西警察署
監査の結果	<p>交通違反車両誘導の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 231,403円）</p>
措置の内容	<p>荒天時の取締りにおいて、雨合羽を着用していたことによる視野の狭窄と聴覚の低下が原因とみられることから、当事者に対しては、周囲への安全確認等について指導教養し、再発防止を図った。</p> <p>また、所属幹部職員による取締現場の事前点検を、更に徹底して配置員に対する指示を行うとともに、署員に対しては本事案の検証結果に基づく教養を実施し、事故防止を図っている。</p>

監査対象機関	越前警察署
監査の結果	<p>公用車の事故（物損5件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 1,482,800円・修繕費 224,543円、損害賠償額 475,200円・修繕費 859,463円・運搬費 30,000円、修繕費 99,770円、99,506円、30,800円）</p>
措置の内容	<p>各幹部から交通事故防止に関する具体的な指示を行うほか、署前駐車場で誘導確認方法や死角の体験などの実戦的講習を複数回実施し、全署員に実践を徹底させるなど、安全運転に対する意識向上を図っている。</p> <p>さらには、日頃から車両の日常点検や駐車時の交通誘導等を徹底させるなど、適切な運行管理を図っている。</p> <p>また、当事者に対しては、ドライバーズドック（交通事故防止教養および同乗運転指導）を受講させ、再発防止を図った。</p>

監査対象機関	敦賀警察署
監査の結果	<p>1 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 95,746円、87,387円）</p> <p>2 令和4年度の証紙収納額報告の一部について、年度を越えて報告しているものがあつた。</p>
措置の内容	<p>1 交通事故を起こした職員に対しては、運転技能に関する指導を実施した。</p> <p>また、署員に対しては、毎朝点検において、安全運転をする上で意識していることを一人ずつ発表させ、安全運転に対する意識向上を図っている。</p> <p>2 令和5年3月分の申請手数料1件の収納登録を怠つたため、令和5年度に令和4年度分として登録したものであり、この事案を受け、システムへの収納登録内容と証紙原本を突合するなど、複数人で漏れ・誤りがないか確認を徹底している。</p>

監査対象機関	小浜警察署
監査の結果	<p>1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 291,874円、209,517円、79,266円、 21,780円、19,228円)</p> <p>2 報償費について、債権者を誤って支出し、翌年度に返納を受けるとともに正しい債権者へ支払っているものがあつた。</p>
措置の内容	<p>1 交通事故防止に関し、毎朝点検での幹部による指示等、あらゆる機会を通じて天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策を指示している。また、「安全運転六則」を唱和し、安全運転に対する意識向上を図っている。 当事者に対しては、ドライバースドック（交通事故防止教養および同乗運転指導）を受講させ、再発防止を図つた。</p> <p>2 支払事務について、債権者に交代があつた場合等には、業務担当課と支払担当課の情報連携を密にし、相互に書類確認を行い、再発防止に努める。</p>